

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白山市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に明記することで万全を期している。

評価実施機関名

白山市長

公表日

令和5年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」の規定に基づき、介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付及び地域支援事業に関する事務において、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>介護保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①介護保険の被保険者の資格等を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。</p> <p>②介護保険料の賦課決定のため、被保険者等の所得情報を確認する。</p> <p>③介護保険料の徴収のため、賦課情報を確認する。</p> <p>④徴収した保険料等の把握のため、収納情報を管理する。</p> <p>⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑥認定状況の把握のため、認定情報を管理する。</p> <p>⑦被保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。</p> <p>⑧地域支援事業に関する事務のため、地域支援事業の対象者情報を管理する。また、地域支援事業における給付状況の把握のため、給付状況を管理する。</p> <p>⑨介護保険給付の支給及び介護保険料還付金の支払いに際し、公金受取口座を指定する者について当該者の公金受取口座情報を入手し、その内容を管理する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(68の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(93、94の項)</p> <p>・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部長寿介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	白山市総務部総務課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9510
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	白山市健康福祉部長寿介護課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9529

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
H29.4.1	I 関連情報 3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(68の項) 	事後	事前通知事項に当たらないため
H29.4.1	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の93及び94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第46条及び第47条 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94及び117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条及び第47条 	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(93、94の項) <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、109、117の項) 	事後	事前通知事項に当たらないため
H29.4.1	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	池田 紀子	藤田 圭子	事後	事前通知事項に当たらないため
R1.6.27	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	藤田 圭子	課長	事後	事前通知事項に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R1.6.27	IV リスク対策	—	新設	事後	事前通知事項に当たらないため
R5.7.12	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」の規定に基づき、介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務において、特定個人情報を取り扱う。 介護保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。 (中略) ⑦被保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。	「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」の規定に基づき、介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付及び地域支援事業に関する事務において、特定個人情報を取り扱う。 介護保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者の資格等を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。 (中略) ⑦被保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。 ⑧地域支援事業に関する事務のため、地域支援事業の対象者情報を管理する。また、地域支援事業における給付状況の把握のため、給付状況を管理する。 ⑨介護保険給付の支給及び介護保険料還付金の支払いに際し、公金受取口座を指定する者について当該者の公金受取口座情報を入手し、その内容を管理する。	事後	事前通知事項に当たらないため
R5.7.12	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(93、94の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、109、117の項)	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(93、94の項) ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項)	事後	事前通知事項に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R5.7.12	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和5年1月1日時点	事後	事前通知事項に当たらないため
R5.7.12	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和5年1月1日時点	事後	事前通知事項に当たらないため